

達 示 第 3 9 号  
令和 7 年 4 月 3 0 日

宮城刑務所長 林 文 彦

「宮城刑務所刑務官職務執行細則」の制定について

標記職務執行については、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成 17 年法律第 50 号。以下「法」という。）、刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成 18 年法務省令第 57 号。以下「規則」という。）によるほか、刑務官の職務執行に関する訓令（平成 18 年法務省矯成訓第 3258 号大臣訓令。以下「訓令」という。）及び平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3337 号矯正局長依命通達「刑務官の職務執行に関する訓令の運用について」（以下「通達」という。）に基づき、別紙のとおり定め、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

なお、令和 3 年 3 月 15 日付け達示第 8 号「「宮城刑務所刑務官職務執行細則」の制定について」は廃止する。

別紙

宮城刑務所刑務官職務執行細則

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 服務（第3条—第25条）
- 第3章 装備品の貸与等（第26条・第27条）
- 第4章 職務
  - 第1節 通則（第28条—第34条）
  - 第2節 身体の検査等（第35条—第37条）
  - 第3節 制止等の措置（第38条—第42条）
  - 第4節 捕縄、手錠及び拘束衣の使用（第43条—第52条）
  - 第5節 保護室への収容（第53条—第55条）
  - 第6節 武器の携帯及び使用（第56条—第66条）
  - 第7節 収容のための連戻し（第67条—第69条）
- 第5章 補則（第70条・第71条）
- 第6章 支所における準用（第72条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この細則は、宮城刑務所（以下「当所」という。）に勤務する刑務官の服務並びに当所の規律及び秩序の維持に関する職務の執行について、その内容を明確にし、適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

（刑務官以外の職員に対する準用）

第2条 第3条ないし第25条の規定は、刑務官以外の職員に準用する。

第2章 服務

（職責の自覚）

第3条 刑務官は、当所が治安の最後の砦として重要な役割を担う刑事施設であるとの重責を自覚するとともに、被収容者等（被収容者、労役場留置者及び監置場留置者をいう。以下同じ。）の人権を尊重し、積極的態度をもってその職務を遂行しなければならない。

（団結）

第4条 刑務官は、その団結と統制を図り、他の関係機関と緊密に連絡し、当所の組織的機能を最高度に発揮するよう努めなければならない。

（危険及び責任の回避の禁止）

第5条 刑務官は、正当な事由なく、職務上の危険及び責任を回避してはならない。

（命令の遵守等）

第6条 刑務官は、職務の執行に当たり、法令及び職務に関する上司の指示・命令を

遵守するとともに、職務上必要な意見があれば、積極的に意見を具申し、上司を補佐しなければならない。

(秘密を守る義務)

第7条 刑務官は、職務上知り得た機密事項はもちろん、被収容者等の動静、刑罰執行の状況について、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

(個人情報関係書類等の流出禁止)

第8条 被収容者等の身上、処遇、成績審査等の個人情報に関する重要な書類、記録媒体等は、その保管を厳重にし、被収容者等に知られたり、他に持ち出されることのないよう管理しなければならない。

(品位)

第9条 刑務官は、その職務にふさわしい品位の保持に努めなければならない。

(職務能力の習得及び向上等)

第10条 刑務官は、常に人格識見の向上とその職務を行うために必要な知識及び能力の習得及び向上に努めるとともに、計画された研修や訓練に参加しなければならない。

2 前項の研修及び訓練は、別に指示する計画による。

(職務上の過誤防止)

第11条 刑務官は、職務を遂行するに当たっては、その職責を自覚し、周到な注意と最善の努力をもって務めなければならない。万一、過誤を犯したときは、事案の大小を問わず、直ちに上司に報告しなければならない。

(私的な使役の禁止)

第12条 刑務官は、被収容者等に私的な用務を命じたり、使役したりしてはならない。また、受刑者には、作業命令のない作業を行わせてはならない。

(喫煙の禁止)

第13条 刑務官は、勤務時間中、たばこ及び喫煙用具をロッカー等の指定された場所に保管し、携帯してはならない。また、喫煙は指定された場所で行い、勤務時間外であっても、当所敷地内及び官舎敷地内の通路等における歩行中の喫煙、吸殻の投棄等は厳に慎まなければならない。

(携帯電話の取扱い)

第14条 刑務官は、特に許可を得た場合を除き、私有の携帯電話等（スマートフォン・タブレット端末などの通信機能を有する機器及びデジタルカメラ等の撮影機能を有する機器を含む。）を戒護区域内へ持ち込み、又は同区域内で使用してはならない。

(兼業等の禁止)

第15条 刑務官は、許可なく報酬を得て他の業務に従事し、又は自己の名義で他の者に営利を目的とした事業をさせ、若しくは金銭上の利益を目的とした業務を行ってはならない。

(媒介等の禁止)

第16条 刑務官は、被収容者等、釈放者又はその親族等関係者の依頼によって、被収容者等との間の不当な金品の授受を媒介し、又は不正連絡を仲介するなどの行為をしてはならない。

(利害関係者からの贈与等の禁止)

第17条 刑務官は、職員の職務に利害関係を有する者（国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）に定める業者等の「利害関係者」をいう。）から、金品等の贈与、貸付け又はサービスの提供若しくは供応接待を受けてはならないことはもちろん、その他疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(服装等)

第18条 刑務官は、刑務官等の給与品及び貸与品に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3269号大臣訓令）の定めるところにより、所定の制服等を着用及び着装しなければならない。ただし、次の各号に掲げる勤務に就く場合には、適時指示する私服等を着用するものとする。

- (1) 護送勤務
- (2) 逃走の張り込み勤務
- (3) その他別に指示する勤務

2 刑務官は、制服を着用している場合には黒短靴を、警備服を着用する場合には警備靴を履かなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 居室棟勤務、出廷勤務等において運動靴の使用を指示されたとき。
- (2) 炊場勤務等において保健衛生上、作業実施上等の理由から専用靴の使用を指示されたとき。
- (3) その他勤務上黒短靴等を履くことが相当でない認められたとき。

(通行鍵)

第19条 刑務官は、通行鍵を亡失し又は被収容者等に奪取されることのないよう取扱いに十分注意しなければならない。万一、亡失等をした場合は、直ちに首席矯正処遇官（企画調整担当）（以下「企画調整首席」という。）を経て、所長に報告しなければならない。

(届出)

第20条 刑務官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅延なく、その旨を所長に届け出なければならない。届出の様式については、別に指示する。

- (1) 被収容者等に親族又は知人がいるとき。
- (2) 被収容者等の親族、釈放者その他これらに類する者から金品又は手紙等が送付されてきたとき。
- (3) 事件又は事故の加害者又は被害者となったとき。
- (4) 被収容者等の親族、釈放者その他これらに類する者から、自己若しくは家族の者が危害、脅迫を受け、又は受けるおそれがあるとき。
- (5) 法令に違反し行政処分又は刑事処分を受けることになったとき。
- (6) 婚姻、子供の出生、その他自己又は扶養家族の身分上に異動を生じたとき。

- (7) 住居を定め又は移転しようとするとき。
- (8) 集会、他行又は外泊するとき。
- (9) 身体上の理由により、第18条第2項に定める靴の着用ができないとき。
- (10) 身体上の理由により、定められた訓練等に参加できないとき。

(非常登庁)

第21条 刑務官は、所長から非常招集の命令を受けた場合には、直ちに登庁しなければならない。

2 次の各号に掲げる場合には、やむを得ない事由がある場合を除き、非常招集の命令を待つことなく直ちに登庁しなければならない。

(1) 当所所在地において地震が発生し、次に掲げる場合

ア 非常招集区域第1区(官舎居住者)に所属する職員  
震度Ⅲ以上と計測されたとき

イ 上記ア以外の職員  
震度Ⅲ以上と計測されたとき

なお、当所までの交通手段を確保できる場合に限る。

- (2) 当所において、火災が発生しているのを認知したとき。
- (3) 当所において、暴動が発生しているのを認知したとき。
- (4) 当所において、被収容者等の逃走が発生しているのを認知したとき。
- (5) 当所において、その他の非常事態の発生を認知したとき。

(自宅待機班の編成)

第22条 非常招集を迅速かつ確実にするため、自宅待機班の編成を行い、連絡員を指定しておくものとする。

(出勤時間の厳守)

第23条 刑務官は、命ぜられた出勤時間に余裕をもって登庁し、出勤簿に押印の上、当日の自己の勤務箇所を確認しなければならない。

2 副看守長、看守部長及び看守の階級にある者は、勤務日の定められた時間に通常点検を受けなければならない。ただし、勤務の都合により通常点検を受けることができない場合は、登庁後速やかに監督当直者に対し刑務官手帳及び呼子笛を提示して点検免除の許可を受けなければならない。

(勤務表への押印)

第24条 刑務官は、自己の勤務箇所及び勤務時間を明確にするため、勤務交代後又は勤務終了後に所定の勤務表に押印しなければならない。

(遅刻等の届出)

第25条 刑務官は、天災その他の事故で出勤できない場合又は所定の出勤時刻に遅れる場合は、電話等適宜な方法でその旨を連絡しなければならない。また、必要に応じて証明書類等を提出するものとする。

### 第3章 装備品の貸与等

(装備品の貸与)

第26条 刑務官に対し、次に掲げる装備品を貸与するものとする。ただし、第4号及び第5号に掲げる装備品については、特に指示する刑務官のみに貸与する。

- (1) 刑務官手帳
- (2) 呼子笛
- (3) 通行鍵その他職務上必要な鍵
- (4) 警棒（警備用具に含む。）
- (5) 第一種の手錠

2 刑務官に対し、職務の性質その他の事情を考慮して、必要がある場合には、次に掲げる装備品を貸与することができる。

- (1) 規則第36条各号に掲げる次の警備用具（前項第4号の警棒を除く。）
  - ア 警じょう
  - イ さすまた
  - ウ 盾
  - エ 催涙弾及び着色弾並びにこれらの発射機
  - オ 催涙スプレー

- (2) 捕縄（第一種及び第二種）
- (3) 小型武器（弾薬その他の付属品を含む。以下同じ。）

3 前2項の規定により貸与された装備品（以下この条において「貸与品」という。）は、職務と関係がないことに利用し、又は他人に貸与してはならない。

4 刑務官は、貸与品を紛失又は破損しないように適正に使用し、又は保管しなければならない。

5 刑務官は、勤務時間中において、貸与品を着装しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、刑務官手帳を除き、この限りでない。

- (1) 室内で勤務するとき（被収容者等がいる工場、居室棟その他これらに類する場所で勤務するときを除く。）。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 私服を着用して勤務するとき（貸与品を使用する可能性のある職務に従事するときを除く。）。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、所長において、貸与品を着装することが不適當であると認めるとき。

6 刑務官は、貸与品のうち、第1項第3号に定める鍵については、所長が別に指示するときを除き、退庁時は指定された場所に返納し、第1項第4号及び第5号並びに第2項の装備品についても、使用後は、指定された場所に収納保管し、勤務終了後に戒護区域外に持ち出してはならない。

7 刑務官は、制服又は警備服を着用したときは、第1項第1号から第3号の貸与品は、次の場所に収納して携帯しなければならない。ただし、私服を着用する場合には別に指示する。

- (1) 刑務官手帳は、上衣左胸ポケットに収納する。

- (2) 呼子笛は、黒のひもをつけ、ひも尻は上衣右胸ポケットに固定し収納する。
  - (3) 通行鍵その他職務上必要な鍵は、鍵ひもに結束して奪取されないようズボンのベルトに固定し、鍵は、ケース等に収納して鍵の形状等が被収容者等に容易に分からないようにする。
  - 8 刑務官手帳の取扱いに当たっては、次の事項に留意しなければならない。
    - (1) 刑務官手帳は、適時、検査を受けなければならない。
    - (2) 刑務官手帳には、職員証及び非常名札を収納する。
  - 9 刑務官は、貸与品を紛失し、又は破損した場合には、直ちに所長に報告しなければならない。
  - 10 所長は、その指定する職員に、適時、貸与品の員数等を点検させるものとする。  
(警備用具等の管理)
- 第27条 警備用具、捕縄、手錠、拘束衣及び小型武器（以下この条において「警備用具等」という。）の管理責任者は、企画調整首席」という。）とし、企画調整首席が不在のときは、統括矯正処遇官（警備担当）に代行させる。
- 2 企画調整首席は、前条第1項又は第2項により貸与中のものを除き、適切に警備用具等を保管しなければならない。
  - 3 企画調整首席は、毎月1回以上、警備用具等の保管状況を検査し、必要に応じて手入れ等の措置を講じなければならない。
  - 4 企画調整首席は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、当該各号に定める書面に記録しなければならない。
    - (1) 小型武器を授受し、修理し、若しくは特別手入れを行い、又は小型武器、弾薬若しくは付属品を出納したとき 別記様式第1号から第6号までの書面
    - (2) 催涙弾若しくは着色弾の発射機を授受したとき又は催涙弾若しくは着色弾の発射機、催涙弾若しくは着色弾を出納したとき 別記様式第7号から第9号までの書面
    - (3) 警備用具等（前2号に掲げるものを除く。）を貸与したとき 別記様式第10号の書面

## 第4章 職務

### 第1節 通則

#### (保安原則)

- 第28条 刑務官は、当所の規律及び秩序の維持に関する職務を行うに当たっては、別に定める保安原則を遵守しなければならない。

#### (記録)

- 第29条 刑務官は、警備用具を使用した場合には、視察表（被収容者等の場合）又は報告書（被収容者等以外の者の場合）に、その状況を記録するものとする。
- 2 刑務官は、捕縄、手錠又は拘束衣を使用し、使用を中止し、又は使用方法を変更した場合（拘束衣については更新を含む。）には、視察表及び別記様式第11号の

捕縄、手錠及び拘束衣使用簿に記録するものとする。ただし、護送時において第一種の捕縄及び第一種の手錠を使用し、使用を中止し、又は使用方法を変更した場合は、この限りでない。

- 3 刑務官は、被収容者等を保護室に収容し、収容の期間を更新し、又は収容を中止した場合には、視察表及び別記様式第12号の保護室使用簿に記録するものとする。
- 4 刑務官は、小型武器を使用した場合には、視察表（被収容者等の場合）又は報告書（被収容者等以外の者の場合）に、その状況を記録するものとする。
- 5 制止等の措置の状況、捕縄、手錠又は拘束衣の使用（護送時における第一種の捕縄及び第一種の手錠の使用を除く。）の状況、保護室への収容の状況及び小型武器の使用の状況は、録画するものとする。
- 6 所長は、前項の録画を行う者を採証係として指名するものとする。
- 7 前項の指名を受けた職員は、非常ベル、電話連絡等により第5項の録画をすべき状況が生じる可能性があることを認知した場合には、処遇部門事務室等に整備されている録画機器を携行して現場に急行し、その状況を録画するものとする。
- 8 前項の場合において、第6項の指名を受けた職員が録画できなかった場合には、その旨及びその理由を書面に記録し、所長に報告しなければならない。

（報告等）

第30条 刑務官は、制止等の措置を執り、捕縄、手錠、拘束衣若しくは小型武器を使用し、被収容者等を保護室に収容し、又は逃走者等の連戻しに着手した場合には、速やかに、所長に報告しなければならない。ただし、護送のため第一種の捕縄及び第一種の手錠を使用した場合には、報告を省略することができる。

- 2 刑務官は、被収容者等の反則行為を認め、あるいは動静に異常を認め、建物・設備等に機能障害等を認め、不審者及び不審物等を認めたときは、その事態に応じ、速やかに口頭又は書面で報告しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、刑務官は、上司に対し、適時に、職務上必要な事項を報告しなければならない。
- 4 刑務官の報告の要領については、別に指示する。

（勤務場所等）

第31条 刑務官は、勤務箇所を指定されている場合には、上司の許可がある場合その他正当な理由がある場合を除き、その箇所を離れてはならない。

（署名又は指印）

第32条 刑務官は、被収容者等との物品の授受、被収容者等に対する書類の交付及び告知、被収容者等が願箋を提出する場合その他被収容者等から署名又は指印を徴する必要がある場合には、その者に対し、署名をし、又は指印を押なつめること。この場合において、被収容者等が、その求めに応じないときは、複数の職員にその事実を確認させ、その旨を記録するなどの措置を講じなければならない。

- 2 指印は、左手人差し指を使用して押なつさせること。ただし、左手人差し指の欠損その他の事由により押なつさせることができないときは、他の指の指印を押なつ

させて差し支えないが、その場合は、どの指を押なつしたか明記するものとする。  
(女子の被収容者等の立会い等)

第33条 男子の刑務官は、女子の被収容者等の入浴及び診療（特に羞恥心を害することのない態様による診療を除く。）の立会いを行ってはならない。

2 前項に定めるもののほか、男子の刑務官が女子の被収容者等の処遇を行う場合の留意事項については、別に指示する。

(勤務要領)

第34条 各勤務場面における刑務官の勤務要領については、別に指示する。

## 第2節 身体の検査等

(身体の検査)

第35条 刑務官は、法第34条第1項（識別のための身体検査）、法第75条第1項（身体の検査等）又は法第154条第2項（反則調査時の身体検査）の規定により被収容者等の身体を検査を行う場合には、できる限り、被検査者の羞恥心を損なわないように配慮しなければならない。

2 女子の被収容者等の身体検査は、女子の刑務官が行わなければならない。

(所持品の検査)

第36条 刑務官は、法第44条（金品の検査）、法第75条第1項（被収容者の所持品の検査）又は法第154条第2項（反則調査時の所持品検査）の規定により被収容者等の所持品を検査するため、その所持品を損壊する必要がある場合には、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

2 刑務官は、法第75条第1項若しくは第3項又は法第154条第2項の規定により被収容者等の所持品又は被収容者等以外の者の携帯品を取り上げて一時保管した場合には、上司に報告し、その指示を受けなければならない。

3 所持品の損壊を伴う検査（以下「解体検査」という。）によりその所持品の機能を滅失させるおそれがある場合には、解体検査は行わないものとする。

4 解体検査は、触手、金属探知器などの方法によっては十分な検査が行えず、かつ被収容者等の動静、差入れの状況などから検査の必要性が高いと認められる場合に限るものとする。

5 解体検査の手続等については、別に定めるところによる。

(居室等の検査)

第37条 刑務官は、上司の指示を受け、定期又は臨時に、居室、工場その他被収容者等が立ち入る場所を検査しなければならない。

2 前項に係る検査の計画は、別に定める。

## 第3節 制止等の措置

(制止等の措置)

第38条 刑務官は、被収容者等が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、職員の職務執行を妨げ、その他当所の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれらの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行

為を制止し、その被収容者等を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

- 2 刑務官は、被収容者等以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要とされる限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。
  - (1) 当所に侵入し、その設備を損壊し、職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。
  - (2) 刑務官の要求を受けたのに当所敷地内から退去しないとき。
  - (3) 被収容者等の逃走又は職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。
  - (4) 被収容者等に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。
- 3 前2項の措置に必要な警備用具については、第26条第2項第1号(警棒を含む。)に掲げるものとする。
- 4 刑務官は、被収容者等又は被収容者等以外の者の行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執る場合には、不必要な危害を及ぼし、又は損害を与えないよう留意しなければならない。

(質問等)

第39条 前条の制止等の措置を執る際、被収容者等又は被収容者等以外の者に対し、質問等をする場合は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 被収容者等に対する質問、注意、指導等は、当所の規律及び秩序を維持するため必要な範囲内で当然認められるものであるが、その場で質問等を行うことが不適当と認められる場合には、取調べ室等に連行した上で、質問等を行うこと。
- (2) 被収容者等以外の者に対する質問、注意、指導等は、当所の規律及び秩序を維持するため必要な範囲で当然認められるものであるが、特に刑務官が外門(正門及び北門)及び面会人待合室の構内を警備する場合においては、次のとおり対応すること。

ア 外門を通行しようとする者について、その人物、用件等を確認する必要があると認めるときは、その者に対し、必要な事項を質問し、人物、用件等を疎明する書面の提示を求めるなどの対応をすること。

イ 外門を通行しようとする者について、その携帯品を検査する必要があると認めるときは、その者をその場に停止させ、又は適当な場所への同行を求めた上で、携帯品の内容を質問し、又はその開示を求めること。

ウ 外門を通行しようとする車両について、その車両又は搭載物等を検査する必要があると認めるときは、その車両を停止させた上で、その車両の外形を検査し、又はその車両の内部又は搭載物等の内容の開示を求めること。

エ 外門を通行しようとする者又は車両が、上記アからウまでに定める措置に応じないときは、その通行を差し止めること。

オ 上記エの場合のほか、次に掲げる者が外門を通行しようとするときは、その通行を差し止めること。

- (ア) 通行するための正当な理由がない者
  - (イ) 酒気を帯び、又は異様な服装をしている者
  - (ウ) 乱暴若しくは著しく粗野な言動又は不審な挙動をする者
  - (エ) その他当所の規律及び秩序を害する行為を行い、又は行おうとする者
- カ 外門において、威力を示して面会を強要し、集団で入門を要求するなど不穏な事態が発生し、又は発生するおそれがある場合には、直ちに外門を閉鎖し、その旨を上司に報告すること。

(警備用具の携帯)

第40条 刑務官は、第26条第1項及び第2項の規定により警備用具を貸与されている場合のほか、警備用具の使用が予想される場合には、これを携帯することができる。

2 刑務官は、制止等の措置を執るため警備用具を携帯し、又は使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 被使用者以外の者に対する影響を最小限にとどめる方法で使用する。
- (2) 被使用者その他の者を殊更に刺激するような態様で携帯し、又は使用しないこと。
- (3) 警備用具を奪取されないように携帯すること。

(警備用具の使用)

第41条 刑務官は、第38条第1項又は第2項の規定により、制止等の措置を執るため警備用具を使用しようとするときは、警備用具を使用することを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫し、予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(警備用具の制式)

第42条 警備用具の制式は、訓令別表のとおりとする。

第4節 捕縄、手錠及び拘束衣の使用

(捕縄、手錠又は拘束衣の携帯)

第43条 刑務官は、第26条第1項又は第2項の規定により捕縄又は手錠を貸与されている場合のほか、捕縄、手錠又は拘束衣の使用が予想される場合には、これを携帯することができる。

(捕縄、手錠及び拘束衣の使用要件)

第44条 刑務官は、被収容者等を護送する場合又は被収容者等が次の各号に該当するおそれがある場合には、捕縄又は手錠を使用することができる。

- (1) 逃走すること。
- (2) 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- (3) 当所の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 刑務官は、被収容者等が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、所長の命令により、拘束衣を使用することができる。

ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。

- 3 前項に規定する場合において、所長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を所長に報告しなければならない。

(捕縄、手錠又は拘束衣の使用上の留意事項)

第45条 刑務官は、捕縄、手錠又は拘束衣を使用する場合には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 必要以上に緊度を強くして、使用部位を傷つけたり、血液の循環を著しく妨げる等の方法で使用しないこと。
- (2) 捕縄又は手錠は、緊急やむを得ない理由がある場合を除き、捕縄又は手錠以外のものと連結してはならないこと。
- (3) 捕縄、手錠又は拘束衣を使用中(護送時に捕縄及び手錠を使用中の場合を除く。)の被收容者等については、巡回、監視用テレビカメラ等の方法により、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを試みること。
- (4) 被收容者等を護送する場合において、外来患者等がいる病院の通路その他の多数の部外者がいる場所を歩行させるときは、手錠カバーを装着して手錠本体を覆い、捕縄を上衣の下に使用するなどの方法により、できる限り、部外者に捕縄又は手錠が一見して明らかとならないような措置を講ずること。

(捕縄の使用方法)

第46条 刑務官は、捕縄を使用する場合(護送時を除く。)には、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 使用部位は、手首、腰部、大腿部又は下腿部(足首を含む。以下同じ。)とし、連結部位は、手首と腰部、手首相互、大腿部相互、下腿部相互又は手錠と腰部とすること。
- (2) 手首に使用した場合又は手首及び腰部にそれぞれ使用して連結した場合の手の位置は、両手前、片手前片手後ろ又は両手後ろとし、両手首を合わせて使用した場合に限り手首を交錯できること。
- (3) 1個の捕縄を2人以上に使用しないこと。
- (4) 使用中の者の食事、用便等に当たっては、原則として捕縄を一時外すこと。

(第一種の手錠の使用方法)

第47条 刑務官は、第一種の手錠を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 手首に使用し、それ以外の部位には使用しないこと。
- (2) 手の位置は、両手前又は両手後ろとすること。
- (3) 1個の手錠を2人以上に使用しないこと。
- (4) 護送時を除き、使用中の者の食事、用便等に当たっては、原則として第一種の手錠を一時外すこと。ただし、これにより難しい場合には、できるだけ次のような

措置を執ること。

ア 片手の腕輪を外す。

イ 両手後ろを両手前に変更する。

- (5) 保護室収容中は、次条第 2 項に定める場合を除き、原則として第一種の手錠を使用しないこと。

(第二種の手錠の使用方法等)

第 48 条 刑務官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、被収容者等に第二種の手錠を使用することができる。

- (1) 被収容者等を保護室に収容しようとする場合において、その被収容者等が法第 78 条第 1 項第 2 号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと明らかに認められるとき。

- (2) 被収容者等を保護室に収容しようとする場合において、その被収容者等が法第 78 条第 1 項第 2 号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、第一種の手錠の使用による当該行為の抑止ではその被収容者等を保護室に安全に収容することができないと認められるとき。

- (3) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室への収容後もなお法第 78 条第 1 項第 2 号に掲げる行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと認められるとき。

- (4) 被収容者等が保護室に収容されている場合において、保護室を損壊し、又は損壊しようとするとき。

- (5) 保護室が使用できない場合又は整備されていない場合において、被収容者等が法第 78 条第 1 項各号のいずれかの行為をするおそれがあるとき。

2 刑務官は、第二種の手錠を使用する場合において、手首が腕輪から抜けるおそれがあり、これを防止するため必要と認められる場合には、第一種の手錠を併用することができる。この場合においては、第一種の手錠の左右 2 個の腕輪を共に同一の手首に使用しなければならない。

3 刑務官は、第二種の手錠を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。

- (1) 手首に使用し、それ以外の部位には使用しないこと。

- (2) 連結板の長い方が身体側になるようにすること。

- (3) 手の位置は、原則として両手前とすること。ただし、両手前では法第 78 条第 1 項第 2 号に掲げる行為又は保護室を損壊することを抑止する上で支障が認められる場合には、両手後ろとすること。

- (4) 使用中の者の食事、用便等に当たっては、原則として第二種の手錠を一時外すこと。ただし、これにより難しい場合には、できるだけ次のような措置を執ること。

ア 片手の腕輪を外す。

イ 両手後ろを両手前に変更する。

(護送時の使用方法)

第 49 条 刑務官は、被収容者等の護送時において第一種の手錠及び第一種の捕縄を使用する場合には、第 47 条第 1 号から第 3 号までの規定によるほか、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 使用中の者の食事、用便等に当たっては、特に必要がある場合を除き、外さないこと。ただし、第一種の手錠については、できるだけ次のような措置を執ること。

ア 片手の腕輪を外す。

イ 両手後ろを両手前に変更する。

(2) 第一種の捕縄の使用部位は、第一種の手錠と腰部とすること。

(3) 複数の被収容者等を護送する場合には、1 個の第一種の捕縄により、複数の被収容者等の腰部相互及び第一種の手錠相互を連結することができること。

(拘束衣の使用法等)

第 50 条 刑務官は、被収容者等が自身を傷つけるおそれがある場合において、保護室への収容によりこれを防止できないときは、第 44 条第 2 項又は第 3 項の規定により拘束衣を使用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、刑務官は、被収容者等が自身を傷つけるおそれがあり、かつ、保護室が使用できない場合又は整備されていない場合において、捕縄又は手錠の使用その他の方法によりこれを防止できないときは、拘束衣を使用することができる。

3 刑務官は、拘束衣を使用する場合には、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 拘束衣のベルトは、指定された各部位に使用することとし、それ以外の部位には使用しないこと。

(2) 拘束衣の前面と背面は逆に使用しないこと。

(3) 原則として、頭部保護具（ヘッドギア）を装着させること。

(4) 被使用者の食事、用便等に当たっては、その状況に応じて、片手のベルトを解くこと、ジッパーを必要に応じて開放すること、足ベルトを緩めることその他の食事、用便等の支障を緩和する措置を講ずること。

4 被収容者等に対する拘束衣の使用の期間は、3 時間とする。ただし、所長は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて 12 時間を超えない範囲内で、3 時間ごとにその期間を更新することができる。

5 所長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

(緊急時の使用方法の特則)

第 51 条 刑務官は、緊急その他やむを得ない事由があり、かつ、第 46 条から第 49 条までに規定する方法（以下この条において「通常の使用法」という。）によっては、捕縄又は手錠を使用する目的を達成することが著しく困難である場合には、通常の使用法以外の相当な方法により捕縄又は手錠を使用することができる。

2 前項に規定する相当な方法により捕縄又は手錠を使用する必要がなくなった場

合には、直ちに、通常の使用方法に変更しなければならない。

(医師の意見聴取)

- 第52条 被収容者等に拘束衣を使用し、又はその使用の期間を更新した場合には、速やかに、その被収容者等の健康状態について、当所の医師の意見を聴かなければならない。
- 2 前項により医師の意見を聴取する場合には、その医師が被収容者等の健康状態を直ちに把握できる場合を除き、看護師又は准看護師にその状況を把握させ、その医師へ報告させるものとする。
  - 3 前項の報告がなされたときは、その報告を受けた医師において診察の要否を判断するものとする。
  - 4 医師は、診察、看護師又は准看護師の報告その他の方法により拘束衣を使用されている被収容者等の健康状態を把握し、第1項に規定する意見を述べるものとする。

#### 第5節 保護室への収容

(保護室への収容要件)

- 第53条 刑務官は、被収容者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、所長の命令により、その者を保護室に収容することができる。
- (1) 自身を傷つけるおそれがあるとき。
  - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合において、当所の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。
    - ア 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。
    - イ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。
    - ウ 当所の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。
  - 2 前項に規定する場合において、所長の命令を待ついとまがないときは、刑務官は、その命令を待たないで、その被収容者等を保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を所長に報告しなければならない。
  - 3 前2項の規定による保護室への収容の期間は、72時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、所長は、48時間ごとにこれを更新することができる。
  - 4 前項の更新に当たっては、初回は、収容から72時間以内の時刻で最も近い午後5時、2回目以降の更新は、前回の更新から48時間以内の時刻で最も近い午後5時の時点における動静を所長に報告して中止又は更新の決定を受けるものとし、更新の日が休日であったとしても、電話等適宜の方法により報告するものとする。
  - 5 第3項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

(保護室への収容の留意事項)

- 第54条 刑務官は、被収容者等を保護室に収容した場合には、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを試み

るよう留意しなければならない。

(医師の意見聴取)

第55条 被収容者等を保護室に収容し、又はその収容期間を更新した場合には、速やかに、その被収容者等の健康状態について、当所の医師の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による医師の意見聴取については、第52条の規定を準用する。

#### 第6節 武器の携帯及び使用

(拳銃の事故の防止)

第56条 刑務官は、法第80条第1項の規定により携帯する小型武器である拳銃の取扱いについては、次に掲げる事項を厳守し、事故の防止について細心の注意を払わなければならない。

- (1) 拳銃を手にしたときは、弾倉内の弾薬の有無を確かめること。
- (2) 射撃するときのほか、撃鉄を起こさないこと。
- (3) 射撃するときのほか、用心金の中に指を入れないこと。
- (4) 射撃の目標物以外のもの又は跳弾により人を傷つけるおそれのある方向には、銃口を向けないこと。
- (5) 拳銃を他人に渡すとき及び必要があつて拳銃を拳銃入れから出しておくときは、弾薬を抜き出し、弾倉を開いたままにすること。
- (6) 必要がある場合のほかは、拳銃入れから拳銃を取り出してはならないこと。
- (7) 職務上必要のない者には、拳銃を渡し、又は拳銃に手を触れさせてはならないこと。

(拳銃の携帯)

第57条 刑務官は、法第80条第1項の定めるところにより、次の場合に限り、小型武器である拳銃を携帯することができる。

- (1) 被収容者等が第59条第1項各号のいずれかに該当することとなり、又は被収容者等以外の者が第59条第2項各号のいずれかに該当することとなるおそれがある場合において、所長が拳銃を携帯することを命令したとき。
- (2) 前号に規定する場合において、拳銃を携帯することについて、所長の命令を待ついとまがないとき。
- (3) 所長の命令により、拳銃の使用の訓練又は点検、整備若しくは運搬を行う場合。

(拳銃の携帯方法)

第58条 刑務官は、第18条の規定により所定の制服等を着用及び着装する場合において、拳銃を携帯するときは、拳銃入れに納めて帯革に付け、右腰に装着するものとする。ただし、職務の性質上特に必要がある場合には、所長が指示する方法により携帯することができる。

2 前項本文の方法により、所定の制服等を着用及び着装して拳銃を装着したときは、安全止革を撃鉄に掛けボタンで留めるものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想されるときは、安全止革は外しておくものとする。

3 私服を着用して拳銃を携帯するときは、前二項の規定にかかわらず、目立たないよう適宜の方法で携帯するものとする。ただし、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合は、この限りでない。

(拳銃の使用要件)

第59条 刑務官は、被収容者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、拳銃を使用することができる。

- (1) 暴動を起こし、又はまさに起こそうとするとき。
- (2) 他人に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。
- (3) 刑務官が携帯し、又は当所に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。
- (4) 凶器を携帯し、刑務官が放棄を命じたのに、これに従わないとき。
- (5) 刑務官の制止に従わず、又は刑務官に対し暴行若しくは集団による威力を用いて、逃走し、若しくは逃走しようとし、又は他の被収容者等の逃走を助けるとき。

2 刑務官は、被収容者等以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、拳銃を使用することができる。

- (1) 被収容者等が暴動を起こし、又はまさに起こそうとする場合において、その現場で、これらに参加し、又はこれらを援助するとき。
- (2) 被収容者等に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。
- (3) 刑務官が携帯し、又は当所に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。
- (4) 銃器、爆発物その他の凶器を携帯し、又は使用して、当所敷地内に侵入し、若しくはその設備を損壊し、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。
- (5) 暴行又は脅迫を用いて、被収容者等を奪取し、若しくは解放し、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。

(あらかじめ拳銃等を取り出しておくことができる場合)

第60条 第57条の規定により拳銃を携帯している刑務官は、職務の執行に当たり拳銃の使用が予想される場合には、あらかじめ銃を取り出しておくことができる。

(拳銃を構えることができる場合)

第61条 刑務官は、第59条第1項又は同条第2項に規定する場合には、相手に向けて拳銃を構えることができる。

2 前項の規定により拳銃を構える場合には、相手の人数、凶器の有無及び種類その他の事情に応じ、適切な構え方をするものとする。

(拳銃を撃つ場合の予告)

第62条 刑務官は、第59条第1項又は同条第2項により拳銃を撃とうとするときは、拳銃を撃つことを相手に予告するものとする。ただし、事態が急迫し、予告するいとまのないとき又は予告することにより相手の違法行為等を誘発するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

(威かく射撃等を行うことができる場合)

第63条 刑務官は、第59条第1項又は同条第2項に規定する場合において、多衆

を相手にするとき、相手に向けて拳銃を構えても相手が行為を中止しないと認めるときその他威かくのため拳銃を撃つことが相手の行為を制止する手段として適当であると認めるときは、上空その他の安全な方向に向けて拳銃を撃つことができる。

- 2 前項の規定により威かく射撃をする場合には、人に危害を及ぼし、又は損害を与えることのないよう、射撃の時機及び方向に注意するとともに、その回数も必要最小限にとどめるものとする。
- 3 事態が急迫し、威かく射撃をするいとまのないとき、威かく射撃をしても相手が行為を中止しないと認めるとき又は周囲の状況に照らし人に危害を及ぼし、若しくは損害を与えるおそれがあると認めるときは、次条の規定による射撃に先立って威かく射撃をすることを要しない。
- 4 第1項に定めるもののほか、刑務官は、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、狂犬等の動物その他の物に向けて拳銃を撃つことができる。

(相手に向けて拳銃を撃つことができる場合)

第64条 刑務官は、次項に該当する場合には、相手に向けて拳銃を撃つことができる。

- 2 刑務官は、第59条第1項及び同条第2項の規定による拳銃の使用に際しては、刑法第36条(正当防衛)若しくは第37条(緊急避難)に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。
  - (1) 刑務官において他に被収容者等の第59条第1項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき
  - (2) 刑務官において他に被収容者等以外の者の第59条第2項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第2号に掲げる場合以外の場合にあっては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。
- 3 前2項の規定により拳銃を撃つときは、相手以外の者に危害を及ぼし、又は損害を与えないよう、事態の急迫の程度、周囲の状況その他の事情に応じ、必要な注意を払わなければならない。

(拳銃の訓練)

第65条 所長は、適正かつ的確な拳銃の使用及び取扱いを図るため、刑務官に対し、拳銃の訓練を行わなければならない。

- 2 前項の訓練の責任者は、刑務官のうちから所長が指名する。

(拳銃の操法)

第66条 拳銃の操法は、平成18年5月23日付け法務省矯成第3264号矯正局長依命通達「小型武器の管理及び使用方法について」の別紙2による。

#### 第7節 収容のための連戻し

(逃走行為を抑止するための措置)

第67条 刑務官は、被収容者等が逃走しようとしているところを現認したときは、

直ちに、その行為を制止し、その被収容者等を追跡し、その他その逃走行為を抑止するため必要な措置を執らなければならない。

(収容のための連戻し)

第68条 刑務官は、被収容者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から48時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。

(1) 逃走したとき 逃走の時

(2) 外出又は外泊の場合において、所長が指定した日時までに当所に帰着しなかったとき その日時

(逃走者の搜索等)

第69条 刑務官は、前条により、被収容者等が逃走等したときには、上司の指示を受け、その逃走者等を搜索し、予想される逃走先を張り込み、その他逃走者等を連れ戻すために必要な措置を執らなければならない。

## 第5章 補則

(刑務官の順位)

第70条 刑務官の順位は、規則第8条に規定する階級（主任副看守長は、副看守長の階級に含まれ、副看守長に対して上位の職に当たり、主任看守は、看守の階級に含まれ、看守に対して上位の職に当たる。）の上下による。

2 同一の階級を有する刑務官の順位は、職の上下による。

3 同一の階級及び職を有する刑務官の順位は、その階級又は職に任命された日付の前後により、その日付が同一であるときは前階級、前職又は前階級の上位の職に任命された日付の前後による。

4 矯正職員の研修に関する訓令（平成18年法務省矯総訓第3272号大臣訓令）に基づく中等科研修及び高等科研修を修了した副看守長以下の階級を有する刑務官は、前項の規定にかかわらず、同研修を修了していない同一の階級及び職を有する刑務官の上位とする。

(部隊等の指揮命令)

第71条 刑務官が部隊その他の集団により当所の規律及び秩序を維持するため必要な措置を執る場合には、指揮者の命令によらなければならない。ただし、状況が急迫し、命令を受けるいとまのないときは、この限りでない。

2 前項に規定する指揮者は、前条の規定により最上位となる刑務官とする。ただし、部隊その他の集団を指揮する刑務官が指定されている場合には、上位の階級を有する刑務官がいる場合を除き、その指定された刑務官を指揮者とする。

3 指揮者が命令をすることができないときは、前条の規定により次順位となる刑務官を指揮者とする。

4 指揮者は、指揮下にある刑務官に対し、第1項の措置を適正に執るため必要となる役割の分担を指示するものとする。

## 第6章 支所における準用

(支所の適用)

第72条 本細則のうち、支所に適用される事項については、所長を支所長と読み替えて適用するものとする。



別記様式第2号

番 号		銃 履 歴 カ ー ド																		
名 称		型 式			口 径															
故障年月日			故障箇所			修理年月日			取換部品名		故障年月日			故障箇所		修理年月日		取換部品名		
固 癖																				
受入年月日						廃棄年月日														
亡失年月日						亡失理由										発見年月日				
備 考																				

本カードの保存期間は銃の命数年限とする。









催涙弾・着色弾発射機出納簿

( )

年 月 日	受 入 数	払 出 数	現 在 数	備 考

- 1 備考欄には、出納の原因その他必要な事項を記載するとともに、実際に出納の取扱いをした者が捺印する。
- 2 催涙弾・着色弾の大型発射機及び催涙弾・着色弾の小型発射機は、それぞれ別葉とし、本様式の右肩の括弧内に種類を記載する。

催涙弾及び着色弾出納簿

( )

年 月 日	受 入 数	払 出 数	現 在 数	備 考

- 1 備考欄には、出納の原因その他必要な事項を記載するとともに、実際に出納の取扱いをした者が捺印する。
- 2 催涙弾・着色弾の中型発射機及び催涙弾・着色弾の小型発射機は、それぞれ別葉とし、本様式の右肩の括弧内に種類を記載する。

催涙弾・着色弾発射機授受簿

交 付					返 納				備考	
年月日	発射機の種類及び番号	弾		交付者	受領者	年月日	返納者	収納者		異状の有無
		数量	種類							

- 1 異状の有無欄には、催涙弾及び着色弾について、損傷、汚損、消耗、不発、不良等が認められたときに、その旨を記載する。
- 2 備考欄には、授受の目的その他必要な事項を記載する。

警 備 用 具 等 貸 与 簿

( )

番 号	官 職 名	氏 名	貸与年月日	返納年月日	備 考

- 1 訓令第13条第1項に規定する警備用具等（小型武器等を除く。）の種類ごとに別葉とし、本様式右肩の括弧内に種類を記載する。
- 2 備考欄には、異状の有無その他の必要な事項を記載する。

捕縄、手錠及び拘束衣使用簿

所長	処遇部長	処遇首席	使用・更新・変更・中止			種類	使用方法	使用要件	備考
			指揮者	日	時				
				年 月 日 午前・午後 時 分	使用更新 変更中	手錠(第1種) 手錠(第2種) 捕縄(第1種) 捕縄(第2種) 拘束衣		逃走するおそれ 自身を傷つけるおそれ 他人に危害を加えるおそれ 設備等を損壊するおそれ 保護室を損壊するとき等 自傷するおそれがあり、他にこれ を防止する手段がないとき	
				年 月 日 午前・午後 時 分	使用更新 変更中	手錠(第1種) 手錠(第2種) 捕縄(第1種) 捕縄(第2種) 拘束衣		逃走するおそれ 自身を傷つけるおそれ 他人に危害を加えるおそれ 設備等を損壊するおそれ 保護室を損壊するとき等 自傷するおそれがあり、他にこれ を防止する手段がないとき	

(日本産業規格A列4番)

(記載上の注意)

- 1 同一の被収容者等に対する一連の使用1回ごとに別葉とする。
- 2 被収容者等の身分の欄は、被告人、受刑者等の別を記載する。
- 3 区分、種類、使用要件の欄は、該当するものを○で囲む。
- 4 変更した場合の種類、使用方法等の欄は、変更後の状況をすべて記載する。
- 5 備考欄には、被収容者等を収容した保護室又は居室その他参考となる事項を記載する。

## 保護室使用簿

			被収容者等 身分 称呼番号 氏 名				
所 長	処 遇 部 長	処 遇 首 席	収 容 ・ 更 新 ・ 中 止			収 容 要 件	備 考
			指揮者	日 時	区 分		
				年 月 日 午前・午後 時 分	収 容 更 中 新 止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	
				年 月 日 午前・午後 時 分	収 容 更 中 新 止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	
				年 月 日 午前・午後 時 分	収 容 更 中 新 止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	
				年 月 日 午前・午後 時 分	収 容 更 中 新 止	自傷又は自殺のおそれ 大声又は騒音 他人に危害を加えるおそれ 設備等の損壊又は汚損のおそれ	

(日本工業規格A列4番)

(記載上の注意)

- 1 同一の被収容者に対する一連の収容1回ごとに別棄とする。
- 2 被収容者等の身分の欄は、被告人、受刑者等の別を記載する。
- 3 区分、収容要件の欄は、該当するものを○で囲む。
- 4 備考欄には、収容した保護室、保護室内で捕縄、手錠又は拘束衣を使用したときはその旨その他参考となる事項を記載する。